

岩手県告示第360号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成27年4月10日から同年5月1日まで岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 免許出願年月日 平成27年3月31日

3 埋立区域

- (1) 位置 岩手県宮古市港町320番、321番1、321番2、日立浜町37番1、37番2、55番2及び56番の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点の内、①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成26年の春分の満潮位（D. L. +1.53メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 日立浜地区に設置されている公共基準点（復旧・復興補助基準点、北緯39度38分40秒9999、東経141度58分30秒5641）から278度28分04秒244.95メートルの地点

②の地点 ①の地点から310度27分27秒47.41メートルの地点

③の地点 ②の地点から333度48分20秒9.05メートルの地点

④の地点 ③の地点から244度17分43秒8.20メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から343度36分26秒107.32メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から333度48分27秒20.91メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から304度01分49秒20.53メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から285度28分32秒25.62メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から265度28分02秒55.61メートルの地点

- (3) 面積 4,013.14平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 岩手県宮古市港町320番、321番1、321番2、日立浜町37番1、37番2、51番、55番1、55番2、55番3、55番4及び56番の地内並びに港町320番、321番1、321番2、日立浜町37番1、37番2、55番2及び56番の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑩'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 日立浜地区に設置されている公共基準点（復旧・復興補助基準点、北緯39度38分40秒9999、東経141度58分30秒5641）から278度45分21秒185.05メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から221度05分40秒151.67メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から311度05分43秒98.23メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から328度20分23秒256.02メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から55度02分00秒56.54メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から331度19分52秒75.11メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から99度01分50秒54.37メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から121度44分40秒44.66メートルの地点

⑨'の地点 ⑧'の地点から129度52分58秒11.81メートルの地点

⑩'の地点 ⑨'の地点から86度35分20秒49.38メートルの地点

⑪' の地点 ⑩' の地点から111度28分47秒29.57メートルの地点

⑫' の地点 ⑪' の地点から145度58分13秒33.11メートルの地点

⑬' の地点 ⑫' の地点から163度24分04秒85.06メートルの地点

⑭' の地点 ⑬' の地点から164度23分05秒41.86メートルの地点

⑮' の地点 ⑭' の地点から152度25分58秒24.27メートルの地点

(3) 面積 57,856.78平方メートル

5 埋立地の用途 ふ頭用地